石巻市地域おこし協力隊[右腕型]募集要項

（受入事業者：株式会社 街づくりまんぼう、

募集テーマ：中心市街地のタウンマネージャー（見習い））

**１ 地域おこし協力隊制度について**

都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図ることを目的とした国の制度です。

**２ 今回募集する隊員の活動内容**

　震災からの復興都市でポスト復興のこれからのまちづくりを一緒に考え、行動し、人口減少社会における地方都市で一緒にまちづくりを実践する「タウンマネージャー（見習い）」として、まちづくりのプレイヤーの発掘を行っていただきます。

具体的には以下のような活動をしていただきます。

・各種まちづくり勉強会やワークショップへの参加

・中心市街地活性化に向けたまちづくり活動への出席や会議の運営支援

・賑わい作りに向けたイベントやプロジェクト等の仕掛け、運営サポート

・まちづくり活動の情報発信（SNS等）

・その他、課題解決に向けた調査研究活動

**３ 募集期間**

令和７年５月１５日（木）から６月３０日（月）まで

**４ 募集人数**

１名

**５ 求める人物像**

1. 必須スキル

　・普通自動車免許をお持ちの方

・パソコンやiPadの一般的な操作（ワード・エクセル・パワーポイント・電子メール・SNSなど）ができる方

・正しい情報を伝えたり、相手の話をしっかり聞くことできる一般的なコミュニケーション能力がある方

1. 歓迎スキル

　・SNSによる情報発信が得意な方

・まちづくりに関する勉強をされてきた方

・デザイン系ソフト（イラストレーターやフォトショップなど）が使える方はなお歓迎

**６ 募集要件**

「５　求める人物像」の（1）必須スキルを満たし、次の要件をすべて満たす方

1. 次のいずれかに該当する方

ア　三大都市圏を始めとする都市地域等（※）に現に住所を有しており、委嘱後、生活　の拠点を本市に移し、住民票を異動できる方

　　※「三大都市圏を始めとする都市地域等」とは、過疎法や山村振興法等で定める条件不利地域に該当しない市町村、一部条件不利地域のうち条件不利区域以外の区域を指します。（詳しくは「１５　問い合わせ」までご連絡ください。）

　イ　地域おこし協力隊員として他の地方自治体から委嘱を受け、当該地方自治体において２年以上活動した経験を有し、解嘱された日から１年以内である方

ウ　語学指導等を行う外国青年招致事業（以下「ＪＥＴプログラム」という。）の参加者として２年以上活動した経験を有し、ＪＥＴプログラムを終了した日から１年以内である方

エ　海外に在留し、住民基本台帳に登録されていない方

1. 本市へ住民票を異動する意思を有する方
2. 地域おこし活動を通じての地域の活性化に意欲があり、委嘱期間終了後も引き続き　　　　本市に定住する意思を有する方

(4) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方

**７ 隊員の身分及び委嘱期間**

　(1)　身分は石巻市職員（パートタイム会計年度任用職員）です。

(2)　委嘱期間は原則１年間となります。（最長３年間）

(3)　社会保険や通勤手当等の福利厚生費は市が負担します。

**８ 勤務地**

株式会社 街づくりまんぼう（石巻市中央二丁目５−７）

街づくり事業部事務所（石巻市中心部）

**９ 勤務時間等**

　・勤務日

午前８時３０分から午後５時３０分までの間の７時間勤務（休憩１時間、週３５時間勤

務）、最大週５日間でシフト制

　・休日

　　週休２日のシフト制、国民の祝日、年末年始（１２月２９日から１月３日まで）

　[勤務状況確認方法等]

　・毎月の活動報告書を翌月１０日までに市あて提出していただきます。

　・毎月１回、隊員全員が指定する場所に集まり、活動状況を報告していただきます。

**１０ 報酬等**

1. 報酬　　　　月額１９９，５００円
2. 各種手当　　・通勤手当（支給要件に応じて支給）

・期末手当及び勤勉手当（６月と１２月に支給）※

　　　　　　　　　 ※委嘱時期、勤務実績等に応じて支給

・住居手当は支給されませんが活動経費（補助金）の対象となります。

・退職手当は支給されません。

1. 活動経費（補助金）

限度額：１年間当たり１，２００，０００円

※概算払いとして補助金の８割まで事前に交付可能

　　　　【活動経費として対象となるもの】

ア　隊員が居住する住居家賃（家賃は１/２補助）

　　　　　イ　活動用車両の借上げに要する経費（活動割合分補助）

　　　　　ウ　活動用車両の維持に係る消耗品、ガソリン代等（活動割合分補助）

　　　　　エ　活動旅費等の移動に要する経費

　　　　　オ　活動に必要な道具、消耗品等の購入に要する経費

　　　　　カ　関係者間の調整、意見交換会等に要する事務的な経費

　　　　　キ　隊員の研修受講に要する経費

　　　　　ク　地域住民との交流、地域おこしに資する取組等に要する経費

　　　　　ケ　その他活動に必要と認められる経費

1. 副業　副業を行うことは可能ですが、兼業の届出を提出いただく必要がありますの

で事前に協議願います。

**１１ 休暇**

・年次有給休暇（１年目は最大１０日間の付与）※任用期間により付与日数変更あり

・特別休暇（夏季休暇、結婚、忌引等）

**１２　選考スケジュール（予定）**

申込書提出期限　　　　　　　　　令和７年６月３０日（月）午後５時まで

一次選考（書類審査、市担当者ＷＥＢヒアリング）　　　　随時

審査結果通知　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　７月上旬～中旬頃

二次選考（受入事業者及び市担当者ＷＥＢヒアリング）　　７月中旬～下旬頃

選考結果通知　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　７月下旬～８月上旬頃

インターン開始　　　　　　　　　　　　８月頃～最大３か月間

最終選考（プレゼンテーション）　　　　インターン終了月の上旬～中旬

選考結果通知　　　　　　　　　　　　　最終選考終了日から１０日以内

活動開始　　　　　　　　　　　　　　　１１月頃～（応相談）

**１３ 選考方法と選考基準及びインターンについて**

1. 一次選考

ア　市担当者による書類審査及びヒアリング（WEB）にて審査します。

　イ　一次選考結果については、全申込者の一次選考が終了後通知いたします。

（2） 二次選考

ア　市担当者及び受入事業者によるWEB審査をします。

選考基準】

1. 「６　募集要件」を満たしているか。
2. 任期終了後も本市に定住する意思があるか。
3. 「２　今回募集する隊員の活動内容」を理解し、継続して活動できそうか。

(3)　地域おこし協力隊インターンによる活動

ア　地域おこし協力隊インターン生として委嘱します。（雇用関係はありません。）

イ　勤務は1か月21日間（1日当たり7時間）の勤務を目安とします。

ウ　報酬は1活動日当たり12,000円を支給します。（宿泊費、活動費等含む。）1か月毎に活動報告書を作成し、翌月5日までに市あて提出いただきます。確認後、1か月分まとめて支払います。

エ　住民票はこの段階では移す必要はありません。

1. 最終選考

ア　石巻市役所にて、実施する事業に関するプレゼンテーションをしていただき、選考基準に基づいて石巻市が審査します。

【プレゼンテーションの内容】

・３か月のインターンで得た経験や今後の展望についてプレゼンテーションしていただきます。

・プレゼンテーションの時間は５分とし、その後質疑応答を１０分程度行います。

・プレゼンテーションの方法は問いませんが、可能な限りパワーポイントを用いて発表願います。その際、選考基準が確認できるように作成・発表願います。

【選考基準】

1. 石巻市への関心度が高いか。
2. 地域おこし協力隊としての活動意欲があるか。
3. コミュニケーション能力があるか。
4. ３年後のビジョンを持っているか。
5. ビジネス基礎力、その他専門性があるか。

　イ　結果については、最終選考実施後、１０日以内に通知します。

**１４ 応募方法**

応募方法：「石巻市地域おこし協力隊（エントリーシート）」に住民票（抄本）の写しを添えて下記のメールアドレス宛に提出してください。受付後、担当よりご連絡いたします。

提出先：面白い人が活躍できる街にする共同事業体（地域おこし協力隊事務局）

メール：ishi\_support@googlegroups.com

**１５ 問い合わせ**

　(1)　応募に関する問い合わせ

　　面白い人が活躍できる街にする共同事業体（地域おこし協力隊事務局）

メール：ishi\_support@googlegroups.com

　(2)　その他問い合わせ

　　石巻市復興企画部ＳＤＧｓ移住定住推進課　地域おこし協力隊担当

　　宮城県石巻市穀町１４番１号

　　TEL：0225-95-1111　　FAX：0225-90-8043

　　メール：issdgs@city.ishinomaki.lg.jp

**１６ その他**

【地域おこし協力隊員の活動に当たって】

地域おこし協力隊員として自覚を持って活動するとともに、下記事項についても取り組んでいただきます。

・インターネットを活用した情報発信

・各種研修会等への出席

　・年度末や任期満了に伴う活動報告会での発表

　・その他地域おこしに関わる活動への参画

【虚偽の申請があった場合の対応】

申請者が石巻市に対し虚偽の事項を申告した場合や、重要な事項を故意に隠して申請をした場合は、隊員の活動期間中であっても、中止する場合があります。

【個人情報の取り扱いについて】

個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき、適切に取り扱います。